

## 受託研究請負書

様

兵庫県立農林水産技術総合センター所長 印

兵庫県立農林水産技術総合センター受託研究業務取扱要綱第4条3項の規定により、下記の研究を請負うこととしましたので通知します。

### 記

1. 研究の課題名

2. 研究の目的及び内容

- (1) 目的
- (2) 内容

3. 研究の期間

自:平成 年 月 日 至:平成 年 月 日

4. 受託研究費

5. 研究担当者名(農林水産技術総合センター)

6. 派遣研究補助者名(委託者)

7. 契約の解約に関すること

(1) 農林水産技術総合センター又は委託者は、次の各号に該当するときは、農林水産技術総合センターは委託者に対し、委託者は農林水産技術総合センターに対し、文書による通知をもってそれぞれ契約の解約を申し入れることができる。この場合、契約の終了日は解約の申入れが農林水産技術総合センター又は委託者に到達した日から30日を経過した日とする。

- ① 委託者が受託研究費を納入期日までに納付しないとき
- ② 委託者が研究用資材あるいは研究用設備を研究開始日までに提出しないとき
- ③ 農林水産技術総合センターが、天災その他やむを得ない事由により、受託研究が遂行できないとき
- ④ 農林水産技術総合センター又は委託者が機密保持を怠ったとき
- ⑤ 農林水産技術総合センター又は委託者が契約の実施について、虚偽の報告その他不法の行為をしたとき

8. その他受託研究を行うに必要な事項

委託者は、兵庫県立農林水産技術総合センター受託研究業務取扱要綱の規定を遵守すること。